

大和市教育委員会 12 月定例会

日 時 令和元年 12 月 26 日

午前 10 時 00 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 前 会 会 議 録 の 承 認
- 4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 事

日程第 1（議案第 52 号）令和元年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について

- 7 そ の 他
- 8 閉 会

議案第 52 号

令和元年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について

令和元年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について、審議願いたく提案する。

令和元年 12 月 26 日提出

大和市教育局

教育長 柿 本 隆 夫

○大和市教育委員会表彰規程

昭和55年8月8日教委告示第14号

改正

昭和57年7月31日教育委員会告示第11号

昭和61年3月20日教育委員会訓令第1号

平成20年8月22日教育委員会告示第23号

平成21年7月27日教育委員会告示第24号

平成22年8月18日教育委員会告示第15号

平成31年3月28日教育委員会告示第5号

大和市教育委員会表彰規程

大和市教育委員会表彰規程（昭和44年教委告示第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、大和市教育委員会（以下「委員会」という。）所管の団体及び個人の功労を表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（表彰の対象）

第2条 表彰は、次の各号の1に該当するものに対して行う。

- （1）学校教育又は社会教育の振興、研究若しくは改善に努め、特にその功労が顕著なもの
- （2）教育上他の模範と認められる行為のあったもの
- （3）その他表彰に価すると委員会が認めたもの

（被表彰者の決定）

第3条 被表彰者は、大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年教育委員会規則第1号）第2条第1項第13号に基づき、教育委員会の会議に付して決定する。

（表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

- 2 表彰を受けるべき者が、その表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に贈与する。

（表彰の時期）

第5条 表彰は毎年2月の最後の日曜日に行う。ただし、教育長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（昭和57年教委告示第11号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（昭和61年教委訓令第1号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委告示第23号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成21年教委告示第24号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年教委告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日教委告示第5号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

大和市教育委員会表彰規程実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市教育委員会表彰規程（昭和55年大和市教育委員会告示第14号。以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 規程第2条第1号に掲げるものは、次に定めるとおりとする。

(1) 顕著な功勞を表彰すべき者として次に掲げるもの

- ア 社会教育関係団体の育成発展のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- イ 社会教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- ウ 社会教育関係団体として民主的に運営され、多年にわたり会員の資質向上及び運営改善に努め、社会教育の振興に貢献し、その業績が顕著な者
- エ 教育委員会委員として8年以上勤続し、その業績が顕著な者
- オ 学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として10年以上在職し、その業績が顕著な者
- カ 学校教育振興のために10年以上にわたり貢献し、その業績が顕著な者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功勞が顕著な者

(2) 顕著な功勞による功績を表彰すべき者として次に掲げるもの

- ア 本市立学校にあって、教育水準向上のために自主的研究又は改善の中心的役割を果たした者
- イ 本市立学校の運営にすぐれた成果をあげた者
- ウ 個人的研究により学術上又は教育上大きな業績を上げた者
- エ 文化財及び自然の保護、育成又は保存に努め、その功績が顕著な者
- オ スポーツに係る関東大会以上の競技会において入賞し、又は県大会以上の競技会等において特に著しい記録を上げた者
- カ 文化活動等で関東大会水準以上の場で優秀な成績を収め、又は県大会水準以上の場において特に著しい成績を収めた者
- キ その他本市の教育文化向上のために寄与した功績が顕著な者

2 規程第2条第2号に掲げるものは、次に定めるとおりとする。

(1) 学校その他教育機関の管理下における非常変災の際に、児童生徒等の事故に対し、身をていして未然に防止し、又は周到適切な処置により、施設、備品等の保全に貢献した者

(2) 人命救助その他徳行卓絶し、教育上他の模範となった者

(表彰の対象の例外)

第3条 前条第1項第2号の規定にかかわらず、同一の功績により、大和市表彰条例（昭和38年大和市条例第37号）又は神奈川県教育委員会表彰規則（昭和24年神奈川県教育委員会規則）に基づく表彰を受けた者は、規程に基づく表彰の対象としないものとする。

(推薦調書の作成及び提出)

第4条 規程第2条各号に該当する者（以下「被表彰候補者」という。）について、その功労等に係る事務を所管する当該部等の長は、被表彰候補者を推薦することができる。

2 前項の規定により被表彰候補者を推薦するときは、当該部等の長は推薦調書（第1号様式）を作成し、大和市教育委員会表彰候補者審査会（以下「審査会」という。）に提出することができる。

3 前項の規定により推薦調書の提出をした者は、当該推薦調書の推薦事項に変更を生じた場合には、速やかにその旨を審査会に報告しなければならない。

4 審査会の組織及び運営等については、教育長が別に定める。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則（平成19年4月1日決裁）

この要領は、制定の日から施行する。

附 則（令和元年12月13日決裁）

この要領は、令和元年12月19日から施行する。

議案第 53 号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案
に関する意見聴取について（諮問）

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案の意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、審議願いたく提案する。

令和元年 12 月 26 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

令和元年 月 日

大和市社会教育委員会議議長 殿

大和市教育委員会
教育長 柿本 隆夫

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について
(諮問)

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正にあたり、貴会議に意見を求めます。

令和元年12月24日

大和市教育委員会教育長 柿本隆夫 殿

大和市長 大木 哲

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正案に関する
意見聴取について（協議）

このことについて、大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を別
添のとおり改正するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定
に基づき、意見聴取します。

事務担当：政策部 行政改革推進課 行政改革推進係
内 線：5352

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する
条例

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。

ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市立図書館
- (イ) 大和市立中央林間図書館
- (ウ) 大和市立渋谷図書館

イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設

- (ア) 大和市生涯学習センター
- (イ) 大和市つきみ野学習センター
- (ウ) 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
- (エ) 大和市桜丘学習センター
- (オ) 大和市渋谷学習センター

ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター

本則を第1条とし、同条に見出しとして「(教育に関する事務の職務権限の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(大和市事務分掌条例の一部改正)

- 2 大和市事務分掌条例(昭和42年大和市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項

(大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例の一部改正)

- 3 大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例(平成26年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

本則(第4条各号列記以外の部分を除く。)中「市長等」を「市長」に改める。

第4条中「及び教育委員会(以下「市長等」という。)」を削る。

第17条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

(大和市立図書館条例の一部改正)

- 4 大和市立図書館条例(昭和31年大和町条例第31号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号、第8条第3項及び第10条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第11条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

別表第2備考中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大和市生涯学習センター条例の一部改正)

- 5 大和市生涯学習センター条例(昭和44年大和市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号、第6条第4項、第7条第3項、第12条及び第16条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

(大和市青少年センター条例の一部改正)

- 6 大和市青少年センター条例(平成8年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条に次の1

項を加える。

2 前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。

第9条中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「教育委員会」を「市長」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「前条」を「第6条第1項」に、「取消され」を「取り消され」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(入館の制限等)

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(処分、手続等の効力に関する経過措置)

7 施行日前に第3項から第6項までの規定による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、第3項から第6項までの規定による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってしたものとみなす。

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p><u>(教育に関する事務の職務権限の特例)</u></p> <p><u>第1条</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p><u>(1) 次に掲げる教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、当該教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p><u>ア 大和市立図書館条例（昭和31年大和町条例第31号）別表第1に規定する次の施設</u></p> <p>（ア） <u>大和市立図書館</u></p> <p>（イ） <u>大和市立中央林間図書館</u></p> <p>（ウ） <u>大和市立渋谷図書館</u></p> <p><u>イ 大和市生涯学習センター条例（昭和44年大和市条例第20号）別表第1に規定する次の施設</u></p> <p>（ア） <u>大和市生涯学習センター</u></p> <p>（イ） <u>大和市つきみ野学習センター</u></p> <p>（ウ） <u>大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター</u></p> <p>（エ） <u>大和市桜丘学習センター</u></p> <p>（オ） <u>大和市渋谷学習センター</u></p> <p><u>ウ 大和市青少年センター条例（平成8年大和市条例第15号）第2条第2項に規定する大和市青少年センター</u></p> <p><u>(2)～(4) 略</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> | <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p><u>(1)～(3) 略</u></p> |

大和市事務分掌条例新旧対照表（附則第2項）

（下線部分は、改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（事務分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 文化スポーツ部 ア～ウ 略 <u>エ 市長の職務権限とされた教育機関の設置、管理及び廃止に関する事項</u> <u>オ・カ</u> 略 （9）～（11） 略</p> | <p>（事務分掌） 第2条 部等の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 文化スポーツ部 ア～ウ 略 <u>エ・オ</u> 略 （9）～（11） 略</p> |

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例新旧対照表（附則第3項）

（下線部分は、改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（公募）</p> <p>第4条 市長は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が別に定める事項</p> <p>（指定管理者の指定の申込み）</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、<u>市長</u>に申し込まなければならない。</p> <p>（選定基準）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が別に定める基準</p> <p>（選定結果の通知）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。</p> <p>（再選定等）</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次</p> | <p>（公募）</p> <p>第4条 <u>市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）</u>は、指定管理者に文化創造拠点等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が別に定める事項</p> <p>（指定管理者の指定の申込み）</p> <p>第5条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に文化創造拠点等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、<u>市長等</u>に申し込まなければならない。</p> <p>（選定基準）</p> <p>第6条 <u>市長等</u>は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、<u>市長等</u>が別に定める基準</p> <p>（選定結果の通知）</p> <p>第7条 <u>市長等</u>は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。</p> <p>（再選定等）</p> <p>第8条 <u>市長等</u>は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が</p> |

の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)・(2) 略

2 略

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第6条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1)・(2) 略

2 略

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長等と文化創造拠点等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1)～(10) 略

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

(事業報告書)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、文化創造拠点等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長等が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 略

(審議会の設置)

第19条 略

2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長に報告し、又は市長に意見を述べる。

3 略

第14条 市長等は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長等が定める事項を告示しなければならない。

2 略

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、文化創造拠点等の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 指定管理者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第17条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 略

(審議会の設置)

第19条 略

2 審議会は、文化創造拠点等の管理等に関する事項について調査審議し、その結果を市長等に報告し、又は市長等に意見を述べる。

3 略

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) 略 (3) その他<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。</p> | <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(2) 略 (3) その他<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> <p>（休館日）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> <p>（損害賠償義務）</p> <p>第10条 利用者は、故意又は過失により、図書館資料を紛失し、若しくは汚損し、又は図書館の施設若しくは設備を損傷し、若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>別表第2（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">略</div> <p>備考 この表の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。</p> |

大和市生涯学習センター条例新旧対照表（附則第5項）

（下線部分は、改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） その他<u>市長</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> | <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第5条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） その他<u>教育委員会</u>が必要と認める業務</p> <p>2 略</p> |
| <p>（開館時間等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。</p> | <p>（開館時間等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、開館時間、供用時間及び入出場可能時間を変更することができる。</p> |
| <p>（休館日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>市長</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> | <p>（休館日）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、<u>教育委員会</u>の承認を得て、休館日を臨時に変更することができる。</p> |
| <p>（利用料金等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>市長</u>の承認を得て定める。</p> <p>3 <u>市長</u>は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4～5 略</p> | <p>（利用料金等）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 利用料金は、別表第2から別表第6までに掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ<u>教育委員会</u>の承認を得て定める。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。</p> <p>4～5 略</p> |

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第16条 利用者等は、生涯学習センターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（利用できる者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） その他<u>市長</u>が認めた者</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、<u>市長</u>は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>市長</u>は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、又はその利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、<u>市長</u>は、これらの処分によって利用者に損害が生じてもその責任を負わない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、災害その他やむを得ない理由により、緊急の必要が生じた場合に準用する。</u></p> <p><u>（入館の制限等）</u></p> | <p>（利用できる者）</p> <p>第3条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） その他<u>教育委員会</u>が認めた者</p> <p>（利用の承認）</p> <p>第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の承認（以下「利用承認」という。）を受けなければならない。この場合において、<u>教育委員会</u>は、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしない。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（利用承認の取消し等）</p> <p>第6条 <u>教育委員会</u>は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取消し、又はその利用を中止させ、若しくは変更させることができる。この場合において、<u>教育委員会</u>は、これらの処分によって利用者に損害が生じてもその責任を負わない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 災害その他やむを得ない理由により、教育委員会において緊急の必要が生じたとき。</u></p> <p><u>（5） 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> |

第7条 市長は、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれがある者その他管理上支障があると認められる者に対しては、入館を拒み、又は退館させることができる。

(原状回復義務)

第8条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は第6条第1項の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第9条 利用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、市長の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(原状回復義務)

第7条 利用者は、施設等の利用を終えたとき又は前条の規定により利用承認を取消され、若しくは利用を中止させられたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償等)

第8条 利用者は、施設等を損傷し、又は亡失したときは、教育委員会の指示に従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、この限りではない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

平成24年12月27日条例第21号

改正

平成27年3月17日条例第2号

平成30年12月27日条例第27号

大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。

- (1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)
- (2) 文化に関すること(次号に掲げるものを除く。)
- (3) 文化財の保護に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(大和市スポーツ施設設置条例の一部改正)

- 2 大和市スポーツ施設設置条例(昭和61年大和市条例第35号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例の一部改正)

- 3 大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例(昭和38年大和市条例第12号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定によりなされている処分その他の行為は、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 この条例の施行の日以後に最初に任命される大和市スポーツ推進審議会委員の任期については、附則第3項の規定による改正後の大和市スポーツ推進審議会の設置に関する条例第3条第1項の規定にかかわらず、任命の日から平成25年12月31日までとする。

附 則 (平成27年3月17日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月27日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正）

2 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市つる舞の里歴史資料館条例の一部改正）

3 大和市つる舞の里歴史資料館条例（平成10年大和市条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市文化財保護条例の一部改正）

4 大和市文化財保護条例（昭和38年大和市条例第25号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市郷土民家園条例の一部改正）

5 大和市郷土民家園条例（平成6年大和市条例第8号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（大和市下鶴間ふるさと館条例の一部改正）

6 大和市下鶴間ふるさと館条例（平成17年大和市条例第46号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（経過措置）

7 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりなされている処分その他の行為は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

「大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申合せ」に基づく報告

■通学路の安全対策に係る要望とその対応状況

★印は、合同点検希望箇所です

| | | 要 望 | | | 対 応 | | |
|-----|-------|------|---|-------|--|--------|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 5 | 8月15日 | 設置 | 【信号機】 交通量が多く、又、大野原小と大和小の両児童が利用するため混雑する。横断待ちの時の待機場所もなく、コンビニの駐車場で待つ形なので危ない | 9月13日 | (道路安全対策課) 信号機については警察に要望します。 小学校からも直接警察署に要望してください。 | 10月8日 | |
| | | | 【看板】 「通学路」の看板が古く文字が読みにくい | 9月13日 | (道路安全対策課) 新しいものに交換します。 | 10月8日 | |
| | | | 【看板】 「スピード落とせ」の看板を横断歩道より手前に移して欲しい | 9月13日 | (道路安全対策課) 看板については手前に設置できるか検討します。 | 10月8日 | |
| | | | 【道路照明灯】 トンネル内が暗い | 9月13日 | (道路・河川管理課) トンネル内の道路照明灯をLEDへ交換するとともに、以前より明るく致しました。両サイドに設置するかは、今後状況を見て検討致します。 | 10月30日 | |
| | | | 【歩道】 歩道が狭い。広くならないか | 9月13日 | (道路安全対策課) 用地買収には莫大な費用がかかるため、難しいです。 | 10月8日 | |
| | | 交通規制 | 【取締強化】 進入してはいけない方向から、車が進入してくる | 9月13日 | (道路安全対策課) 警察に要望します。 小学校からも直接警察署に要望してください。 | 10月8日 | |
| | | その他 | 歩道橋の建て直し | 9月13日 | (道路・河川管理課) 階段部分に空いている孔については補修致しました。修繕等については、今後検討致します。 | 10月30日 | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | | |
|-----|------|-----|------|-------------------------------------|----------------------------------|---|--|--------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | | |
| 8 | 9月2日 | 桜丘小 | 設置 | ★【信号機】 歩車分離式の信号機に変更して欲しい | 9月10日 | (都市施設総務課) 今年度分の要望として、管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。 | 10月16日 | |
| | | | | 【看板、カーブミラー】 登校時間の通行規制 | 9月10日 | (道路安全対策課) 旧道入口の進入禁止啓発看板については、看板の老朽化等による交換時期に合わせて実施します。 | 11月28日 | |
| | | | 路面標示 | 【横断歩道】 横断歩道の設置 | 9月10日 | (道路安全対策課) 旧道を南北に横断するための横断歩道の設置について、大和警察署に要望します。 | 11月28日 | |
| | | | | 【横断歩道】 再塗装をして欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 現在は塗り直されています。 | 11月28日 | |
| | | | | 【グリーンライン】 グリーンラインが消えている | 9月10日 | (道路安全対策課) グリーンラインの塗り直しを順次行います。 | 11月28日 | |
| | | | | 【停止線】 再塗装をして欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 大和警察署に要望を伝えます。 | 11月28日 | |
| | | | | 【停止線】 新規に停止線を表示して欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 大和警察署に要望を伝えます。 | 11月28日 | |
| | | | | 【スクールゾーン】 路面標示をして欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) スクールゾーン及びT字路の路面標示を順次行います。 | 11月28日 | |
| | | | | 【スクールゾーン】 再塗装をして欲しい(2件) | 9月10日 | (道路安全対策課) スクールゾーンの塗り直しを順次行います。 | 11月28日 | |
| | | | | 【カラー舗装】 交差点と分かりにくいので、カラー舗装をして欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 交差点内のカラー舗装を順次行います。 | 11月28日 | |
| | | | | 撤去・補修 | 【標識・看板】 進入禁止の看板を目立つものに変更して欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 規制標識が設置されている事、看板を設置する適当な場所がないため看板の設置は行いません。 | 11月28日 |
| | | | | | 【樹木・植込み剪定】 定期的に雑草を刈り込んで欲しい | 9月10日 | (道路・河川管理課) 雑草の草刈りについては、実施してまいります。 | 10月8日 |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|------|-----|------|--------------------------------|-------|--|--------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 8 | 9月2日 | 桜丘小 | 交通規制 | 【速度規制】 速度規制をして欲しい | 9月10日 | (道路安全対策課) 児童の登校時間帯におけるパトロール及びスピード違反の取り締まりについて、大和警察署に要望します。 | 11月28日 |
| | | | | 【通行規制】 登下校時間は通行規制をして欲しい(3件) | 9月10日 | (道路安全対策課) 車両の時間進入規制については、付近住民の生活に影響を及ぼすことから地元自治会長名で大和警察署へ要望をしてください。 | 11月28日 |
| | | | | 【取締強化】 違反車両の取締を強化して欲しい(7件) | 9月10日 | (道路安全対策課) 違反車両の取り締まりについて、所管の大和警察署に要望します。 | 11月28日 |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|-------|------|-------|--|--------|--|------------------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 9 | 9月26日 | 大和東小 | 設置 | 【ガードレール（ポール）】 車が歩道ぎりぎりに曲がるため危険。事故を未然に防ぐためにもポールを設置して欲しい | 10月11日 | （都市施設総務課） 管理者である神奈川県厚木土木事務所東部センターへ伝えました。 | 10月16日 |
| | | | 路面標示 | 【横断歩道】 横断歩道が薄くなっている（2件） | 10月11日 | （道路安全対策課） 横断歩道は警察が所管となりますので、大和警察署に横断歩道の復旧を要望いたします。 | 11月25日 |
| | | | | 【外側線】 歩道を区別するための白線が薄くなっている（3件） | 10月11日 | （道路安全対策課） 薄くなっている外側線について、順次復旧を行います。 （道路・河川管理課） 現地を確認した所、舗装の状態が悪いため、補修を行った後、白線の復旧を行います。 | 11月25日 11月15日 |
| | | | | 【グリーンライン】 グリーンラインが薄くなっている | 10月11日 | （道路安全対策課） 薄くなっている外側線・グリーンラインについて、順次復旧を行います。 | 11月25日 |
| | | | | 【停止線】 通学路になっている横断歩道。住宅街で交通量が少ない為、スピードを落とさずに通過するが多く危険。路面に「止まれ」または「速度おとせ」と自転車用の「止まれ」の表示をして欲しい | 10月11日 | （道路安全対策課） 当該箇所は優先道路であるため、一時停止の規制である「止まれ」を標示することはできません。速度抑制を目的とした路面標示を順次設置します。自転車については、入口にポールを設置し、進入時に速度を落とすような対策を検討します。 | 11月25日 |
| | | | 路面標示 | 【スクールゾーン】 「通学路速度おとせ」の標示をして欲しい | 10月11日 | （道路安全対策課） 薄くなっている「スクールゾーン」について、順次復旧を行います。 | 11月25日 |
| | | | | 【スクールゾーン】 スクールゾーンの標示が薄くなっています（2件） | 10月11日 | （道路安全対策課） 薄くなっている「スクールゾーン」について、順次復旧を行います。 | 11月25日 |
| | | | | 【その他】 交差点の「十字線」が薄くなっている | 10月11日 | （道路安全対策課） 薄くなっている交差点マークについて、順次復旧を行います。 | 11月25日 |
| | | | 撤去・補修 | 【路面の凸凹】 アスファルトがひび割れている | 10月11日 | （道路・河川管理課） アスファルトのひび割れについては、補修致しました。 | 11月15日 |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|------|--|--------|------------|---|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 10 | 11月1日 | 福田小 | 設置 | ★【信号機】 歩車分離式の信号に変更して欲しい | 11月10日 | | |
| | | | | 【カードレール】 下校時子どもの飛び出しを見かける。飛び出し防止のガードレールを設置して欲しい。 | 11月10日 | | |
| | | | 設置 路面表示 | 【カーブミラー】【横断歩道】【カラー舗装】 カーブで視界が悪い上、スピードを出してくる車も多い。横断歩道、カラー舗装、ミラー標識等々目立つようにして欲しい | 11月10日 | | |
| | | | | 【標識】 【スクールゾーン】 坂道を下る車には通学路の標識が見えるが、上る車からもわかるように標識をつけて欲しい。 スクールゾーンの標示が消えかかっているのを直して欲しい。 | 11月10日 | | |
| | | | 路面標示 | 【路面標示】 スクールゾーン、白線が消えている。引き直して欲しい。 | 11月10日 | | |
| | | | | 【路面標示】 朝夕ともに交通量が多い。路面にスクールゾーンの標示をして欲しい。 | 11月10日 | | |
| | | | 撤去・補修 | 「工事」の柵がずっと置いてある。「危険」と書いた紙が貼ってある。子ども近くを通っても危なくないようにして欲しい。 | 11月10日 | | |
| | | | | 福田1号公園のトイレが薄暗く、年季が入っていて和式が使いづらい。リフォームして欲しい。 | 11月10日 | | |
| 交通規制 | 【通行規制】 学校方面の歩道が狭いうえに、車の交通量が多く危険。 | 11月10日 | | | | | |
| その他 | 歩道に隣接する駐車場が、子どもの顔の高さより高い位置にあり、踏み間違えなどの暴走車が飛び出したら怖い。頑丈な柵を設置して欲しい。 | 11月10日 | | | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | |
|-----|-------|------|--|--------|---|-------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 |
| 11 | 11月6日 | 設置 | 【信号機】 ※信号機の要望は昨年度も提出済。No. 30-15 歩行者や自転車、車も抜け道として利用のため交通量が多い。また、五叉路で見通しが悪く、踏切側から緩い坂道で気づかぬうちにスピードが出やすく事故の多い交差点 | 11月19日 | (道路安全対策課) 信号機につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【信号機】 信号がなく、交通量が非常に多いです。押しボタン式信号機の設置をお願いしたい | 11月19日 | (道路安全対策課) 信号機、横断歩道及び停止線につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【信号機】 通学のため280～290人の児童が横断する。歩行者用青信号の時間が短く、渡りきれずに危険。経過時間(残り時間)付の信号機にして欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 信号機につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【標識】 登下校時に約210人の児童が通行する中、通る車が減速せず走ってきて危ないことがある。登下校時の時間指定で徐行表示の標識を立てて欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 交通規制につきましては、沿道の住民の生活に影響を及ぼすため地域住民の総意として、地元自治会長名で交通管理者である大和警察署に要望してください。また、車の速度抑制を促す路面標示の設置を順次行ってまいります。 | 12月3日 |
| | | 路面標示 | 【横断歩道】 【スクールゾーン】 スクールゾーンの標示が消えかかっている。横断歩道の白線も薄くなっており危険。スクールゾーンの標示、横断歩道の白線を濃く塗り直して欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 「スクールゾーン」の路面標示につきましては、順次復旧してまいります。また、「T字マーク」も併せて補修します。横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【横断歩道】 横断歩道の位置が悪く、丁字路の交差点を2回横断する必要がある。1回で渡れる場所に横断歩道を作って欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|-------|-------|------|---|--------|---|-------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 11 | 11月6日 | 中央林間小 | 路面標示 | 【停止線】【スクールゾーン】【カラー塗装】 「スクールゾーン」「十字」「停止線」が剥がれ消えている。再塗装、および「立体塗装・イメージハンプ」を用い減速を促し、児童の安全を確保して欲しい。 | 11月19日 | (道路安全対策課) 「スクールゾーン」「十字マーク」の路面標示につきましては、順次復旧してまいります。停止線及び「止まれ」の路面標示につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。交差点における車の一時停止等を促すため、カラー舗装等を順次実施してまいります。なお、立体塗装やイメージハンプにつきましては、今後の参考にさせていただきます。 | 12月3日 |
| | | | | 【カラー舗装】 交差点はカラー舗装済み。「通学路」の立て看板もあるが、一部の運転者には全く効果がない様子。立体塗装、イメージハンプ、反射板等の対策を希望 | 11月19日 | (道路安全対策課) 車の速度抑制を促す路面標示を順次設置してまいります。立体塗装やイメージハンプ、立て看板等につきましては、今後の参考にさせていただきます。なお、実ハンプ等は歩行者等の通行部分を確保するため、十分な道路幅員が必要になるほか、沿道の敷地に車等が出入りできなくなるため、交差点や出入り付近には設置できないという制約があります。また、これらの施設を局部的に設置すると、運転手の意識が対向車やハンプそのものに向き、歩行者等への注意が下がることや、通過車両の再加速を誘発するなど、かえって危険性が高まる場合があります。そのため、路線に断続的に設置する必要がありますが、設置箇所には上記のような制約があるため、当該箇所は設置できません。 | 12月3日 |
| | | | | 【横断歩道】【停止線】【カラー塗装】 塗装が消えかかっている危険。再塗装を希望 | 11月19日 | (道路安全対策課) 交差点のカラー舗装につきましては、順次復旧してまいります。横断歩道、停止線及び「止まれ」の路面標示につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | | 【横断歩道】【カラー塗装】 塗装が消えかかっている危険。再塗装を希望 | 11月19日 | (道路安全対策課) 交差点のカラー舗装につきましては、順次復旧してまいります。横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |

| 要 望 | | | | 対 応 | | |
|-----|-------|------|--|--------|---|-------|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 |
| 11 | 11月6日 | 路面標示 | 【停止線】 左右の視界が非常に悪く、事故多発交差点である。「自転車止まれ」の路面標示が四方にあるが、二ヶ所は完全に消えており、塗り直して欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 「自転車止まれ」の路面標示につきましては、順次復旧してまいります。 | 12月3日 |
| | | | 【横断歩道】【停止線】 商業施設、物流倉庫等があり、大型車の往来も多く危険。横断歩道の白線等がかすれている。 | 11月19日 | (道路安全対策課) 横断歩道及び停止線につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | ★【横断歩道】 中央林間小、保育園、つきみ野中、大和高の通学路。道路を横切って横断し危険。横断歩道を設置して欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【停止線】 通学路に合流する道路(丁字路)を「一時停止」として欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 交通規制につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。また、「T字マーク」の復旧を順次行ってまいります。 | 12月3日 |
| | | | 【グリーンライン】 交差点前の道路が広くなり交通量が増えた。グリーンラインを舗装して欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 「グリーンライン」につきましては、順次設置してまいります。 | 12月3日 |
| | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗装が落ち危険。再塗装をお願いします | 11月19日 | (道路安全対策課) 横断歩道につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | 交通規制 | 【一時停止】 通学路に合流する道路(丁字路)を「一時停止」として欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 交通規制につきましては、所管が交通管理者である警察のため、大和警察署へ要望いたします。 | 12月3日 |
| | | | 【標識設置】 登下校時に約210人の児童が通行する中、通る車が減速せず走ってきて危ないことがある。登下校時の時間指定で徐行表示の標識を立てて欲しい | 11月19日 | (道路安全対策課) 交通規制につきましては、沿道の住民の生活に影響を及ぼすため地域住民の総意として、地元自治会長名で交通管理者である大和警察署に要望してください。また、車の速度抑制を促す路面標示の設置を順次行ってまいります。 | 12月3日 |

| | | 要 望 | | | 対 応 | | |
|-----|--------|------|-------|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 12 | 11月13日 | 引地台小 | 設置 | 【カーブミラー】 小学校から歩道橋を渡り、交通量がある車道に出る丁字路。17年に左方向については見通しが確保されていると回答があったが、今年に入って車と子どもの接触事故も起きている。左方向を確認するためのミラー設置を希望します | 11月19日 | | |
| | | | 設置 | 【信号機】 信号と信号の間のカーブで、見通しが悪く、減速しない車が通行して危険。再三信号機の設置を要望している | 11月19日 | | |
| | | | 路面表示 | 【横断歩道】 早急に塗り直しを希望します | 11月19日 | | |
| | | | | 【外側線】【グリーンライン】（2件） 白線が消えかけている。白線の塗り直しとグリーンラインを希望します | 11月19日 | | |
| | | | | 【停止線】（5件） 停止線が消えかけている。塗り直しを希望します | 11月19日 | | |
| | | | | 【交差点】（6件） 交差点の十字やT字が消えている。塗り直しを希望します | 11月19日 | | |
| | | | | 【スクールゾーン】（4件） スクールゾーンの標示が消えている。塗り直しを希望します | 11月19日 | | |
| | | | 撤去・補修 | 【樹木・植込み剪定】 個人宅駐車場と歩道の間が不明確。草が伸び放題になっており危険。以前も、何度も要望を出しているが、何の改善もない。 | 11月19日 | | |
| | | | 撤去・補修 | 【反射板】 車道と歩道間の縁石の反射板が取れている。黄色に塗ってあった塗装も剥げている。以前にも何度も同じ要望を出しているが、何の改善もない | 11月19日 | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|--------|-----|-------|--|--|--------|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 13 | 11月19日 | 柳橋小 | 設置 | 【看板】 「スピード落とせ」「通学路」などの看板を設置して欲しい | 11月20日 | | |
| | | | | 【道路照明灯】 夕方になると薄暗い、街灯を設置して欲しい | 11月20日 | | |
| | | | | 【カーブミラー】 十字路に右方向を確認するミラーはあるが、左方向を確認するミラーがない | 11月20日 | | |
| | | | 路面表示 | 【スクールゾーン】（2件） スクールゾーンの路面標示をして欲しい | 11月20日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】（2件） 昨年から交差点へのカラー舗装を要望している。取り組みはどうか？ | 11月20日 | | |
| 14 | 11月19日 | 渋谷小 | 路面標示 | ★【停止線】 【スクールゾーン】 路面標示が薄くなっています。塗り直しをお願いします | 11月20日 | | |
| | | | | 交通規制 | ★【通行規制（一方通行）】 【取締強化（一時停止）】 見通しの悪い交差点。抜け道として使う車が多い。登校時間帯の交通規制や取り締まりをして欲しい | 11月20日 | |
| | | | その他 | | 【取締強化】 登校時、歩行者専用の踏切を乗ったまま通行する自転車やバイクが危険 | 11月20日 | |
| | | | | 【地域による対策】 交通量が多い。地域の方に見守りをして欲しい | 11月20日 | | |
| 15 | 11月21日 | 深見小 | 路面標示 | 【スクールゾーン】 スクールゾーン、徐行の路面標示が薄くなっている。再塗装をして欲しい。 | 11月22日 | | |
| | | | 撤去・補修 | 深見歩道橋・光丘交差点歩道橋 劣化により、階段にヒビが入っている | 11月22日 | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|----------------|--------|------|-----|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 16 | 11月25日 | 北大和小 | 設置 | 【信号機】【看板】【標識】 車が速度を落とさない。押しボタン式の信号機か速度を落とす看板設置。「一時停止」の標識設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【看板】【標識】 「速度落とせ」の路面標示があるにもかかわらず、守らない車が多い。一時停止の「止まれ」の路面標示と標識設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【標識】 ファミリーマート脇道に一時停止の路面標示と標識設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【看板】 高木地区に向かう車から確認できる位置に「通学路につき児童注意」の看板設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【看板】【標識】 一時停止の路面標示と標識設置。追い越し禁止の看板、もしくは標識設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【信号機】 右折信号の設置。交差点の交通量を調査し、信号サイクルの見直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【カーブミラー】 丁字路の見通しが悪く、危険。カーブミラーの設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【信号機】 変則十字路、横断歩道が使用しづらい。押しボタン式信号の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【信号機】 押しボタン式信号機の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【看板】 速度を落とさせる看板設置 | 11月25日 | | |
| 【信号機】 信号の設置 | 11月25日 | | | | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-------------------------------|--------|------|------|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 16 | 11月25日 | 北大和小 | 設置 | 【車止め】 信号待ちの児童に車が突っ込まないように、横断歩道前に車止めポールを設置 | 11月25日 | | |
| | | | 設置 | 【看板】 左折すると直ぐに横断歩道があることや児童に注意を促すような内容な看板設置 | 11月25日 | | |
| | | | 路面標示 | 【横断歩道】 【停止線】 横断歩道、停止線の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【スクールゾーン】 スクールゾーンの塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【停止線】 【カラー塗装】 一時停止の路面標示をして欲しい カラー舗装の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【グリーンライン】 グリーンラインの設置と横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【停止線】 一時停止の「止まれ」と横断歩道の設置。 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【停止線】 一時停止の「止まれ」設置。横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【グリーンライン】 グリーンライン、横断歩道の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【外側線】 【速度標示】 制限速度30、路側帯、横断歩道周知のマークの塗り直し | 11月25日 | | |
| 【横断歩道】 横断歩道の設置 | 11月25日 | | | | | | |
| 【横断歩道】 【停止線】 停止線、横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | | | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|--|--------|----------|------|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 16 | 11月25日 | 北大和 小 | 路面標示 | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】【外側線】【グリーンライン】 【カラー塗装】【横断歩道】 外側線、グリーンライン、カラー塗装、横断歩道 の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【一時停止】 一時停止「止まれ」の路面標示の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】【停止線】 横断歩道（2箇所）、停止線（2箇所）、止まれ （2箇所）、十字のマークの塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【外側線】【スクールゾーン】 スクールゾーン、制限速度30（2箇所）、横断 歩道周知のマーク、路側帯の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】【外側線】【停止線】 【スクールゾーン】 横断歩道の設置。路側帯、停止線、止まれ、ス クールゾーン、横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】【速度標示】 横断歩道（4箇所）、「速度おとせ」の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【外側線】 路側帯の塗り直し | 11月25日 | | |
| 【スクールゾーン】【速度標示】 「スピード落とせ」などの路面標示を設置 スクールゾーンの塗り直し | 11月25日 | | | | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|--------------------------|--------|------|------|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 16 | 11月25日 | 北大和小 | 路面標示 | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【速度標示】 速度を落とさせる内容の路面標示を設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【停止線】 横断歩道、停止線の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【外側線】 【グリーンライン】 路側帯、グリーンラインの塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【スクールゾーン】 スクールゾーンの塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 【停止線】 横断歩道の塗り直し 横断歩道の前に、歩行者用のとまれマーク設置 | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の2箇所設置 | 11月25日 | | |
| 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し（3箇所） | 11月25日 | | | | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|------|-----------------------------------|--------|-------|--|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 16 | 11月25日 | 北大和小 | 路面標示 | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し（6箇所） | 11月25日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の塗り直し（2箇所） | 11月25日 | | |
| | | | 撤去・補修 | 【ガードレール補修】 ガードレールの補修 | 11月25日 | | |
| | | | | 【標識・看板】 不要な「行き止まり」の看板撤去 | 11月25日 | | |
| | | | | 【補修】 横断歩道橋の階段の滑り止めが取れている | 11月25日 | | |
| | | | | 【路上のごみ・専有物等】 駐車場のフェンスが歩道側に倒れていて歩きにくい | 11月25日 | | |
| | | | | 【路面の凹凸】 歩道橋のつぎめに段差があり、躓くことがある | 11月25日 | | |
| | | | | 【ガードレールの補修】 ガードレールが歩道側に傾いている | 11月25日 | | |
| 交通規制 | 【取締強化（速度）】 速度30キロの道路だが、スピードを出す | 11月25日 | | | | | |
| 17 | 11月26日 | 南林間小 | 設置 | 【看板】（2件） 通学路だとわかるように「通学路につき児童に注意」の注意喚起の看板設置 | 11月27日 | | |
| | | | | 【カーブミラー】 停止線はあるがミラーがないため、車や歩行者が見えづらい。合流地点にミラーを設置してほしい | 11月27日 | | |
| | | | | 【信号機】 スピードを出す車があり、衝突事故が多い。信号設置の検討をしてほしい | 11月27日 | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|--------|------|-------------------------------|---|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 17 | 11月26日 | 南林間小 | 路面標示 | 【スクールゾーン】【カラー塗装】 スクールゾーンの塗り直してほしい。通学路だとわかるように路面をカラー舗装してほしい | 11月27日 | | |
| | | | | 【横断歩道】（3件） 児童が安全に横断できるよう、横断歩道を設置してほしい | 11月27日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】 交差点の十字マークとカラー舗装が薄くなっている | 11月27日 | | |
| | | | | 【停止線】【横断歩道】【スクールゾーン】 ペイントを塗り直して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【停止線】【横断歩道】 停止線（止まれ）の再塗装と横断歩道を設置して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】【横断歩道】 交差点の十字とカラー舗装を塗り直して欲しい。横断歩道を設置してほしい | 11月27日 | | |
| | | | | 【停止線】 停止線を塗り直して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】【スクールゾーン】 交差点のカラー舗装とスクールゾーンを塗り直して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【スクールゾーン】【路側帯】 スクールゾーンとグリーンベルトを塗り直して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】 通学路のため、道路をカラー舗装してほしい | 11月27日 | | |
| | | | 【スクールゾーン】 スクールゾーンを塗り直してほしい | 11月27日 | | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | | |
|-----|--------|------|---|---|--------|-----|--|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 | |
| 17 | 11月26日 | 南林間小 | 撤去・補修 | 【樹木・植込み剪定】 歩道の横の草と側道の木が生い茂っているため車や歩行者を確認しづらい。伐採・手入れをして欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【路上のごみ・占有物等】 ポールが壊れているので直して欲しい | 11月27日 | | |
| | | | | 【樹木・植込み剪定】 一旦停止の看板が、民家の植栽で見えづらい | 11月27日 | | |
| | | その他 | リサイクルステーション（西北自治体No13）が歩道を埋め尽くすほどゴミがあふれ、児童が通行できない | 11月27日 | | | |
| 18 | 11月27日 | 西鶴間小 | 設置 | 【カーブミラー】 家の壁で見通しが悪い。すぐにでもミラーを設置して欲しい | 11月29日 | | |
| | | | | 【看板】 通学路の交差点。交通量も多く、スピード出す車も多い。注意の看板を設置して欲しい | 11月29日 | | |
| | | | 路面標示 | 【横断歩道】【停止線】【カラー舗装】 【スクールゾーン】横断歩道、停止線の引き直し カラー舗装 スクールゾーンの標示 | 11月29日 | | |
| | | | | ★【横断歩道】 横断歩道の塗り直し | 11月29日 | | |
| | | | | 【横断歩道】 横断歩道の位置を変えて欲しい | 11月29日 | | |
| | | | | 【カラー舗装】 通学路の交差点。交通量も多く、スピード出す車も多い。カラー舗装をして欲しい | 11月29日 | | |

| 要 望 | | | | 対 応 | | |
|-----|-------|----------|-----------------------------------|-------|------|-----|
| 受理日 | 学校区 | 項 目 | 内 容 | 依頼日 | 対応結果 | 回答日 |
| 19 | 12月2日 | 大野原 小 | 【信号機】（2件） 押しボタン式の信号機を設置して欲しい | 12月3日 | | |
| | | | ★【防犯カメラ】 防犯カメラの設置 | 12月3日 | | |
| | | | 【横断歩道】 交差点を斜め横断できる横断歩道を検討してほしい | 12月3日 | | |
| | | | 【地域による対策】【青色パトロール】 青色パトロールの継続 | 12月3日 | | |

令和元年度教職員におけるストレスチェックの結果について

実施の概要と結果

【実施概要】

- ・実施期間 令和元年9月9日（月）～9月25日（水）
- ・検査結果配布 令和元年11月1日（金）（職員個人あて親展）
- ・ストレスチェック結果説明会（集団分析結果 校長対象）
令和元年11月22日（金）、11月26日（火）
- ・対象者は市立小中学校の教職員（教員、事務職員（正職員、再任用、臨任））1,090人
- ・厚生労働省が推奨する57項目のアンケート（調査票）に回答する方式で実施

【結果】（ ）内は平成30年度

- ① 調査票提出者 935人（952人）
<回収率：85.8%（91.3%） ※市は90.1%>
- ② 高ストレス判定者数 91人（92人） <高ストレス者割合：9.7%>
※高ストレス者には、検査結果とともに、医師による面接指導（任意）を勧奨する手紙と、申込手続の書類を同封しています。（3月末まで医師による面接指導の対象期間）
- ③ 集団分析結果（学校全体の分析結果）
全国平均を標準100とした、健康リスク（ ）は平成30年度
- | | <学校全体> | <小学校> | <中学校> |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| <仕事量 - コントロール> | <u>104（106）</u> | <u>105（107）</u> | <u>103（106）</u> |
| <職場の支援> | <u>77（83）</u> | <u>77（83）</u> | <u>77（83）</u> |
| <総合> | <u>80（87）</u> | <u>80（88）</u> | <u>79（87）</u> |

健康リスク：仕事のストレス要因（以下の2項目）から予想される疾病休業など健康問題のリスクが（100を超える値で）何パーセント起きやすいかを表したもので、数値が高いほど高リスク

（1）仕事量 - コントロール：仕事の量の負担感と仕事の裁量度・自由度

（2）職場の支援：上司や同僚からのサポートがあるかどうか

令和元年12月26日
教育委員会定例会資料
教育部指導室

令和元年度 大和市子ども読書フェスティバルについて（報告）

| | | |
|---------|--|-----------------|
| 実施日時 | 令和元年11月23日（土） | 午後13時15分～16時30分 |
| 場所 | 大和市文化創造拠点シリウス | |
| 参加 | 市長、市議会議員 学校関係者（教員・学校司書・保護者・児童生徒） 一般市民、市職員、その他 | |
| ☆延べ参加人数 | サブホール（表彰式・ストーリーテリング） | 117人 |
| | マルチスペース（調べる学習コンクール全国出展作品57点の展示 市内小中学校図書館自慢ポスターの展示 学校司書推薦図書の展示） | 314人 |
| | 子ども図書館（読み聞かせ） | 123人 |
| | （図書館クイズ） | 104人 |

《令和元年度 大和市子ども読書フェスティバル アンケートまとめ》

教職員

- ・作品に込めた思いが素晴らしく、見ている側にも伝わってきた。
- ・このようなコンクールは子どもの励みになるので続けてほしい。
- ・今年は3Fのみの展示だったため場所的に残念だった。

保護者・市民

- ・とても楽しい一日だった。
- ・ストーリーテリングが素晴らしかった。
- ・毎年参加しているが、年々レベルアップしていると感じた。
- ・展示の期間を増やしてほしい。

学校司書

- ・呼び込み効果があり、多くの人にきてもらえてよかった。
- ・フロアが分かれていなかったため、見に来た人が行動しやすかったと思う。
- ・POPと絵本を一緒にならべておいたため、来た人たちが夢中になって絵本を読んでいた。

- ・想定以上の人にきていただけたが、人が多かっただけに展示会場が、少し暑く感じた。
- ・高学年のお子さんたちは一人で真剣に読んでいるので、声をかけてもあまり反応はなかったが、低学年のお子さんは声をかけることで楽しんでくれていた。

<今回のフェスティバルの成果と課題>

【成果】

- ・子どもたちが堂々と表彰式に臨んでいた。
- ・展示方法の工夫により、全国大会参加の調べる学習57作品を多くの方に見ていただけた。
- ・ポップと本を近くに感じる展示をおこなったため、本を手に取り読んでいる姿が多くみられた。
- ・学校司書の子どもたちの読書活動の一助になりたいという意欲が高く、催し物の内容も年々充実している。
- ・市立図書館と連携を図りながら、フェスティバルの準備をすすめることができた。

【課題】

- ・マルチスペースの展示会場が、表彰式の休憩時間に混み合った。受賞者の展示見学の時間確保が必要である。
- ・表彰式以降のサブホール参加者が減ってしまう現状があり、出演内容、時間配分を検討する必要がある。

<検討事項>

- ・受賞者の展示見学の時間確保のため、表彰式の感想文朗読や調べる学習の発表など時間配分の再検討
- ・第2部の出演内容、時間配分を検討

[令和2年度 予定]

- ・日時 令和2年11月21日(土)
- ・会場 予約 1F サブホール マルチスペース
- ・出演依頼案 読み聞かせ
- ・市立図書館との連携 子ども図書館にて読み聞かせ
クイズラリー調べる学習コンクールの共催

大和市学校教育基本計画重点施策
令和元年度 いじめを考えるフォーラム 実施要項

大和市教育委員会

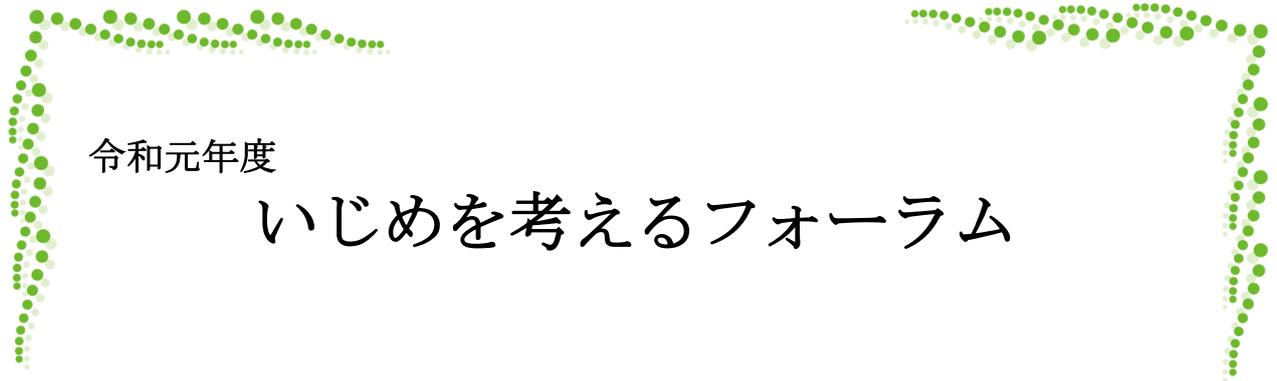
- 1 目的 大和市におけるいじめ対策の取り組みを市内に周知するとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを育てていく取り組みを推進する。
- 2 日時 令和2年1月11日（土）13:30～16:30（受付 13:00～）
- 3 会場 大和市渋谷学習センター2階 多目的ホール
- 4 対象 ○小・中学校児童・生徒及び保護者
○小・中学校教諭
○地域の方
- 5 内容 <いじめ・暴力行為等防止ポスター表彰式>
最優秀賞に選出された児童・生徒
- <学校での取り組み報告>
大和中学校生徒会の取り組み
大和中学校生徒会本部役員
- <講演>
タイトル「スマホ時代に考えるいじめ・ネットいじめの傾向と対策
～脱いじめ傍観者を目指して～」
- ストップイットジャパン株式会社 代表取締役
千葉大学教育学部附属教員養成開発センター 特別研究員
谷山 大三郎（たにやま だいざぶろう）氏
- <感想・まとめ>

6 日程

13:00 13:30 14:00 14:10 14:30 14:40 16:20 16:30

| | | | | | | |
|----|------|----|--------------|----|------------|----|
| 受付 | 開会挨拶 | 休憩 | 学校での 取組報告 | 休憩 | 講演（途中休憩含む） | 閉会 |
|----|------|----|--------------|----|------------|----|

◇◇お問い合わせ 大和市教育委員会指導室 TEL:046-260-5210 FAX:046-263-9832◇◇



令和元年度

いじめを考えるフォーラム

いじめは大きな社会問題となっています。本フォーラムでは、子どもたちがより良い人間関係を築き、楽しい学校生活や、地域での活動に取り組むため、保護者、教職員、いじめについて共に考えてくださる地域の方が集い、いじめ防止に対して、どのようなことができるのか考えることを目的に開催します。

日時 : 令和2年1月11日(土) 13:30~16:30

会場 : 大和市渋谷学習センター 2階 多目的ホール

申込 : 大和市教育委員会指導室(046-260-5210)までご連絡ください。

※席に限りがあり先着順になるかと思いますが、当日の参加もできます。

主催 : 大和市教育委員会

プログラム

13:30~ 開会

いじめ・暴力行為等防止ポスター表彰式

14:10~ 大和市立大和中学校の取り組み報告

14:40~ 講演

「スマホ時代に考えるいじめ・ネットいじめの傾向と対策~脱いじめ傍観者を目指して~」

講師 ストップイットジャパン株式会社 代表取締役

千葉大学教育学部附属教員養成開発センター 特別研究員

谷山 大三郎 氏

16:30 閉会

講師紹介 谷山 大三郎 氏

1982年生まれ。千葉大学教育学部附属教員養成開発センター特別研究員、千葉大学教育学部非常勤講師も担当。現職を継続しつつ、ストップイットジャパン株式会社の代表取締役として活躍されている。「助けたいとき、助けてほしいとき、いつでもどこでも報告・相談できる環境をつくる」というビジョンのもと、匿名で報告・相談ができるアプリ&プラットフォーム「STOPIt」を展開している。

「冬のおもしろ科学館2019」実施報告

主催 大和市・大和市教育委員会教育研究所

1. 開催日時：令和元年12月14日（土） 午前10時～午後3時
2. 開催場所：文化創造拠点シリウス6階 生涯学習センター
3. 来場者総数 362人

参加者の年齢層（人）

| | | | | |
|-----|---------|------|------|------|
| 子ども | 未就学児童 | 42人 | 165人 | 213人 |
| | 小学校1・2年 | 58人 | | |
| | 小学校3・4年 | 71人 | | |
| | 小学校5・6年 | 36人 | | |
| | 中・高校生 | 6人 | | |
| 大人 | 大学生 | 0人 | 149人 | |
| | 保護者 | 144人 | | |
| | その他 | 5人 | | |
| 合計 | | 362人 | | |

地域別来場者数（人）（参加者数は、大人の人数も含む）

| | | |
|-----|------------------------|------|
| 市内 | 北部 学区：つきみ野中・南瀬中・鶴岡中 | 91人 |
| | 中部 学区：大和中・光丘中・引地台中 | 114人 |
| | 南部 学区：上和田中・下福田中・渋谷中 | 136人 |
| 市外 | 18人 | |
| その他 | 3人 | |

- ※参考
- | | | | |
|-----------|-------|-----------|--------------------|
| ①2006年度 | 247人 | ②2007年度 | 417人 |
| ③2008年度 夏 | 394人 | ④2008年度 冬 | 526人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑤2009年度 夏 | 1375人 | ⑥2009年度 冬 | 412人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑦2010年度 夏 | 530人 | ⑧2010年度 冬 | 493人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑨2011年度 夏 | 691人 | ⑩2011年度 冬 | 813人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑪2012年度 夏 | 808人 | ⑫2012年度 冬 | 826人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑬2013年度 夏 | 580人 | ⑭2013年度 冬 | 695人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑮2014年度 夏 | 706人 | ⑯2014年度 冬 | 552人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑰2015年度 夏 | 725人 | ⑱2015年度 冬 | 712人 ※県立青少年センターと共催 |
| ⑲2016年度 夏 | 679人 | ⑳2016年度 冬 | 598人 |
| ㉑2017年度 夏 | 758人 | ㉒2017年度 冬 | 707人 |
| ㉓2018年度 夏 | 414人 | ㉔2018年度 冬 | 634人（サイエンスショー開催） |
| ㉕2019年度 夏 | 681人 | | |

4. 開催内容

体験ブース出展 ものづくり・実験のブース 8ブース

出展協力団体（8団体）

- ・企業、機関、NPO 3団体（あうるの森、科学探検隊、コアネット）
- ・県の機関 1団体（神奈川県立青少年センター科学部科学支援課）
- ・市外中学校 1団体（海老名市立今泉中学校自然科学部）
- ・市内中学校 1団体（大和市立上和田中学校科学部）
- ・小学校教職員 1団体（上和田小学校）
- ・その他 1団体（おもしろ実験科学工作指導者セミナー修了生有志）

5. 運営体制

- ①担当課職員 7人（教育研究所7人）
- ②運営ボランティア 2人（大学生1人・一般1人）

こども読書わくわくプラン実施計画(平成 30 年度分)の点検結果について

○点検結果について

点検結果は関係各課より提出された評価シートをもとに実施計画に掲載されている「具体的な取組」について進捗状況をまとめ、子ども読書活動推進会議にて点検結果を確定しています。

○「点検」欄の表記(S～D)の内容について

進捗度を5段階で記入しています。内容は以下の表のとおりです。

| 点検 | 内 容 |
|----|--------------------------|
| S | 進捗が実施計画に定める内容を上回った |
| A | 進捗がおおむね実施計画に定める内容どおりであった |
| B | 進捗が実施計画に定める内容を下回った |
| C | 実施計画に定める内容が未着手であった |
| D | 実施計画に定める内容の見直しが必要 |

○点検結果の概要

実施計画に掲げられている各取組に対する点検は以下の様になっています。

<全体> 46取組

| | |
|--------------------|------------------|
| 評価 S : 10取組 (8取組) | 評価 C : 1取組 (1取組) |
| 評価 A : 30取組 (29取組) | 評価 D : 該当なし |
| 評価 B : 5取組 (8取組) | |

<各基本方針>

○基本方針1:こどもの読書活動を手助けするひとづくり(15取組)

| | |
|--------------------|-------------|
| 評価 S : 4取組 (2取組) | 評価 C : 該当なし |
| 評価 A : 10取組 (11取組) | 評価 D : 該当なし |
| 評価 B : 1取組 (2取組) | |

○基本方針2:こどもの読書に導く環境の整備(17取組)

| | |
|------------------|-------------|
| 評価 S : 5取組 (6取組) | 評価 C : 該当なし |
| 評価 A : 9取組 (9取組) | 評価 D : 該当なし |
| 評価 B : 3取組 (2取組) | |

○基本方針3:読書の楽しさや大切さを伝える取組の促進(14取組)

| | |
|-------------------|------------------|
| 評価 S : 1取組 (0取組) | 評価 C : 1取組 (1取組) |
| 評価 A : 11取組 (9取組) | 評価 D : 該当なし |
| 評価 B : 1取組 (4取組) | |

点検結果一覧表

(こども読書わくわくプラン実施計画:平成30年度実施分)

【結果の表記について】

| 記号 | 内容 |
|----|--------------------------|
| S | 進捗が実施計画に定める内容を上回った |
| A | 進捗がおおむね実施計画に定める内容どおりであった |
| B | 進捗が実施計画に定める内容を下回った |
| C | 実施計画に定める内容が未着手であった |
| D | 実施計画に定める内容の見直しが必要 |

大和市子ども読書活動推進会議

基本方針1 こどもの読書活動を手助けするひとづくり

施策の展開(1) 家庭における読書活動の促進

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|------------------|---|------|--|------|--|
| 1 | ブックスタートの実施 | ①図書館 すくすく子育て課 | A | 4か月児健康診査時にボランティアによる読み聞かせを年間36回実施し、絵本を配布しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 2 | 家庭での読書についての講座の実施 | ①図書館 ②生涯学習センター | S | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館実施事業 年間716人受講 (読み聞かせと折り紙講座337人、触れる地球ワークショップ273人、親子de春の図書館見学ツアー21人、あんびるやすこさん講演会「とっておきのおはなし」85人) ・渋谷学習図書館事業 年間129人受講 (shibuyaおすすめ本show会 全9回) | S | 家での読書の推進につながる取組が数多く開催されたことで、今後の成果につながることを期待されます。 |
| 3 | 家読(うちどく)の理解促進 | ①図書・学び交流課 ②図書館 ③生涯学習センター ④指導室(各学校) ⑤ほいく課(各保育園) ⑥こども・青少年課 | A | 各担当において家読の普及啓発を実施しました。 ※(図書・学び交流課)市民まつりでパンフレット、ブックリストの配布、おはなし会実施、YAMATO図書館の道 古本まつりでブックリストの配布(図書館)「夏休み読書チャレンジ!!スタンプラリー 図書館トレジャーハンター」を実施 (つきみ野学習センター)「昔ばなしであそぼう!」を実施 (学校)全校でやまと学校図書館活用推進プロジェクトポスター等を通じて家読の周知を実施 (保育園)絵本の貸し出し、保護者向けのおたよりでの絵本の紹介、絵本紹介コーナーの設置 (こども青少年課)こどもフリースペースに絵本等の常設、幼児と保護者が対象の読み聞かせを年間10回実施 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 4 | 調べる学習の推進 | ①図書館 | B | <ul style="list-style-type: none"> ・親子de調べる学習チャレンジ講座(1,2年生対象) 7月22日(日)22人 ・調べる学習チャレンジ講座(3,4年生対象) 7月22日(日)11人 (申込人数=参加人数) | B | 調べる学習は、本で調べる習慣づくりの点で大変意義のあるものです。対象とする学年の設定を含め、より多くの方が参加しやすいようにする工夫をお願いします。 |
| 5 | 子どもの本のコンシェルジュの設置 | ①図書館 | A | こども図書館スタッフが、「こどもの本のコンシェルジュ」バッジを付け、気軽に質問等ができるようにしています。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |

施策の展開（２） こどもの読書に関わり、支える人材の育成

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|---------------------|---|------|--|------|--|
| 6 | 学校図書館ボランティアの育成 | ①指導室（各学校） | A | 学校図書館の活動に協力する働きかけを、保護者を中心に全校に行いました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 7 | ボランティア養成講座の開催 | ①図書館 | B | ・読み聞かせボランティア養成講座を実施しました。 申込298人中延べ240人受講 (入門編52人、乳幼児編74人、ブラッシュアップ編22人、ストーリーテリング43人、紙芝居講座49人) | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 8 | ボランティア団体の支援 | ①図書・学び交流課 ②指導室（各学校） | A | 【図書・学び交流課】読書活動推進ボランティア団体登録を行い、図書館での読み聞かせをお願いしています。 【学校】全校でボランティアによる読み聞かせの場を確保するよう、依頼しています。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 9 | ボランティア等への情報提供 | ①図書・学び交流課 ②図書館 ③生涯学習センター ④指導室（各学校） | A | 担当各課（機関・学校）において、ボランティアハスキルアップにつながる講演会開催等の情報提供を行いました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 10 | ボランティアの協力を得た読書活動の充実 | ①図書・学び交流課 ②図書館 ③生涯学習センター ④指導室（各学校） | S | ボランティアによるおはなし会を実施しました。 【図書館】40回 【生涯学習センター】120回 【学校】小学校にて、ボランティアと協力した取組を行っています。 | S | 各施設・学校でボランティアとの協力が進み、子どもの読書活動の推進に大きく貢献しています。 |

施策の展開（３） こどもに関係する機関や団体との幅広い連携

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|----------------------|--------------------------------------|------|--|------|---|
| 11 | 大和市子ども読書活動推進会議の運営 | ①図書・学び交流課 図書館 指導室（各学校） ほいく課 | A | 大和市子ども読書活動推進会議を運営し、こども読書わくわくプランの進捗評価や市民まつりの新たな取組を検討、実施しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 12 | 学校と図書館の連携及び情報共有 | 指導室 ①図書・学び交流課 ②図書館 | A | 図書館担当者会及び学校司書連絡会に図書館職員及び図書・学び交流課の職員も参加し、連携と情報共有を進めた。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 13 | 学校、教育・保育施設への団体貸出しの促進 | ①図書館 ほいく課 指導室（各学校） | S | ・学校貸出：11校 19回 578冊 ・団体貸出：14団体 38回 3,507冊 ・視聴覚貸出：33件 89点 リサイクルブックフェアにて、団体登録の無い学校等に団体貸出について周知を行いました。 | S | 各学校等への呼びかけを積極的に行ったことが団体への貸出冊数の増加につながったと考えられます。今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 14 | 児童クラブへの団体貸出しの周知 | ①図書館 ②こども・青少年課 | S | 【図書館】リサイクルブックフェアにて、団体登録の無い児童クラブに団体貸出について周知を行ったこともあり、9施設の児童クラブの団体登録がありました。 【こども・青少年】市内の全児童クラブに団体貸出しの制度の周知を行いました。 | S | 各児童クラブへの呼びかけを積極的に行ったことが団体登録数の増加につながったと考えられます。今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 15 | ボランティア情報交換会の開催 | ①図書館 図書・学び交流課 指導室（各学校） | A | 「ボランティアのつどい」を10月12日（金）に実施し、学校ボランティアと地域ボランティア等の情報交換の場を提供しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |

基本方針2 こどもを読書に導く環境の整備

施策の展開(4) 地域における読書活動の拠点整備

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|---------------------|-------------------|------|---|------|---|
| 16 | 子どもに身近な場所でのおはなし会の実施 | ①生涯学習センター | B | 各学習センターで148回実施しました。 ・生学12回、つきみ野20回、渋谷63回、桜丘23回、林間13回、ポラリス 17回 | B | 身近な場所でおはなし会が定期的に行われることで、本に親しむ習慣づくりにつながります。学習センターだけでなくコミュニティセンター等での実施状況も把握し、現状分析につなげてください。 |
| 17 | 学習センターでの読書推進事業の実施 | ①生涯学習センター | A | ・つきみ野学習センター 「図書ボランティア入門」講座を実施 職業体験学習受け入れ(南林間中学校) ・渋谷学習センター 職業体験学習受け入れ(渋谷中学校、下福田中学校) | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 18 | 地域に根ざした読書拠点の支援 | ①図書・学び交流課 ②図書館 | A | 図書館で各地域における団体への団体貸出の案内通知を実施しました。また各団体の蔵書の充実のためのリサイクルフェアを実施しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 19 | 図書関連施設の整備 | ①図書・学び交流課 | A | 北部地区の新たな読書活動の拠点として、4月1日に中央林間図書館を開館・運営を開始しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |

施策の展開(5) こどもがいる場所にある本の魅力向上

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|------------------|---|------|---|------|--|
| 20 | 「こども図書館」の資料の充実 | ①図書館 | B | こども図書館の児童書を、1年間で2,631冊購入しました。 | B | 今後も子どもの本の充実に努めてください。また、魅力的な展示の工夫にも期待します。 |
| 21 | 図書館のリサイクル図書の有効活用 | ①図書館 | S | 図書リサイクルフェアにて48団体に計1,067冊を配布し、子どもが利用する施設の蔵書の充実を図りました。 | S | 各団体への呼びかけを積極的に行ったことが参加団体の増加につながったと考えられます。今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 22 | 寄贈図書の活用 | ①図書館 ②指導室(各学校) ③こども・青少年課 ④ほいく課 | A | 各施設で寄贈図書を受付しました。 ※図書館425冊の寄贈を受付しました。 その他、小学校、ベテルギウス、保育園で図書の受け入れ、活用をしています。 | A | 今後も寄贈者の気持ちを大切にしながらいただいた図書の活用を進めてください。 |
| 23 | 児童クラブ等における図書の充実 | ①こども・青少年課 | S | 公営児童クラブ全17か所に計333冊の児童書を購入しました。 | S | 多読のための本を含め、子どもの目につきやすい展示などの工夫をしながら、図書館以外でも、子どもが集まる場所の本の充実が大切な取り組みです。児童クラブの蔵書が魅力的なものとなることが期待できます。 |
| 24 | 多言語図書の収集と活用 | ①図書館 | A | 外国語を母国語とする子どものために、計53冊の様々な言語の図書を収集しました。 | A | 多読のための本を含め、子どもの目につきやすい展示などの工夫をしながら、今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 25 | 障害がある子どもへの読書支援 | ①図書館 | A | LLブックやマルチメディアデージーを計8点収集し、障がいのある子ども等への資料の充実を図りました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |

施策の展開(6) 学校等での生活を通じた読書習慣の形成

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|--------------------|--------------------------------|------|--|------|--|
| 26 | 学校での読み聞かせ、朝の読書等の実施 | ①指導室(各学校) | A | 全校で、朝読書や読み聞かせといった読書活動を学校生活の一部として取り入れています。 | A | 今後も活動時間の確保等工夫をしながら、取組を継続してください。 |
| 27 | 読書活動推進キャンペーンの実施 | ①指導室(各学校) ②図書館 ③図書・学び交流課 | A | ・指導室 文化創造拠点シリウスで11月24日に大和市子ども読書フェスティバルを開催し、読書感想文コンクールの表彰式を行いました。 ・図書館 夏休み宿題応援講座として、親子で楽しむ読書感想文、楽しく取り組む読書感想文を実施しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、より多くの子ども達に参加できる取組を進めてください。 |
| 28 | 図書関連施設での職場体験学習の実施 | 指導室(各学校) ①図書館 ②生涯学習センター | S | 各図書関連施設で、職場体験学習を受け入れました。 ・図書館 中学校7校 ・学習センター 中学校4校 | S | 図書施設を身近に感じてもらう取組として職場体験学習は有用です。今後も可能な範囲での受け入れを期待します。 |
| 29 | 学校図書館の魅力向上 | ①指導室(各学校) | A | 学校図書館の蔵書新鮮度を維持するため、年複数回(6回)の図書発注を行いました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 30 | 図書委員会活動の支援 | ①指導室(各学校) ②図書館 ③図書・学び交流課 | B | 各学校で、司書教諭等を中心に図書委員会活動の支援を行っています。 | B | 図書館で各学校の図書委員会の活動成果を掲示する等、学校と図書館が連携した取り組みを期待します。 |
| 31 | 学校図書館での読書支援の充実 | ①指導室(各学校) | S | 学校司書連絡会及び地域別司書連絡会を年6回開催し、各学校図書館の情報交換やディスプレイ研修等を通じて、司書の資質向上に努めました。 | S | 学校司書同士が情報交換をできる学校司書連絡会を活発に実施していただきました。各学校で努力している司書の支援を今後も継続してください。 |
| 32 | 調べる学習の実施 | ①指導室(各学校) ②図書館 | S | ・学校 各学校で図書館を活用した授業を増加させています。 ・図書館 調べる学習チャレンジ講座を実施しました。 親子向け：22人参加 3・4年生向け：11人参加 合計：33人参加(申込数=参加人数) | S | 重要性及び注目度を増している調べる学習について、図書館及び学校が積極的に取り入れてくれました。今後も更なる展開を期待します。 |

基本方針3 読書の楽しさや大切さを伝える取組の促進

施策の展開(7) 読書の楽しさを伝える取組の実施

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|---------------------|--------------------------------|------|---|------|--|
| 33 | 「子ども読書の日」にちなんだ事業の実施 | ①図書館 ②生涯学習センター ③指導室(各学校) | A | 【図書館】 ・「こどもの読書の日」にちなんだおはなし会の実施 【つきみ野学習センター】 ・子ども読書週間事業「昔ばなしであそぼう！」(4月26日) 【林間学習センター】 ・子ども読書週間事業「長野ヒデ子さん講演会～絵本と紙芝居の魅力～」(4月27日) 【各学校】 ・ポスター掲示や学校司書による本の紹介 3回 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 34 | 図書館でのおはなし会の実施 | ①図書館 | S | 各種おはなし会等を年102回実施しました。 図書館82回、中央林間8回、渋谷12回 | S | 新設した中央林間や渋谷図書館でおはなし会を開催したことで、おはなし会の回数の増加につながりました。今後は、参加人数の増加やおはなし会の内容の充実等も期待します。 |
| 35 | 中高生向けの読書関連講座の実施 | ①図書館 | A | スポーツを支える仕事への道(8月11日、7人参加)、 ビブリオバトル～来たれ、本好きたちよ!～(3月30日、6人参加)を実施しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 36 | 一日図書館員の実施 | ①図書館 | B | 小学校5、6年生を対象とした一日図書館員を3日間実施しました。(7月23日、25日、30日)参加者数33人 | B | イベントの周知の強化や、多くの子が参加できる方法等を検討してください。 |
| 37 | 図書館見学ツアーの実施 | ①図書館 | A | 親子de図書館見学ツアー 4月14日(土)9組(子ども12人 保護者9人)、 夏休み!親子で楽しむシリアス探検ツアー 8月24日(金)20人(子ども11人 保護者9人)を開催しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 38 | 民間商業施設でのおはなし会等の実施 | ①図書・学び交流課 ②図書館 | A | 中央林間手づくりマルシェの野外ステージで読み聞かせを実施しました。 (11月25日 7回) | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 39 | 調べる学習コンクールの実施 | ①指導室(各学校) ②図書館 ③図書・学び交流課 | A | 調べる学習コンクールを開催し、文化創造拠点シリアスにて行われた大和市子ども読書フェスティバルにおいて、表彰式ならびに展示会を行いました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 40 | ビブリオバトルの実施 | ①図書館 | A | 中学生の職場体験学習に、ミニビブリオバトルを取り入れました。 ビブリオバトル～来たれ、本好きたちよ!～(3月30日、6人参加) | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |

施策の展開(8) 自発的な読書活動を促すための情報発信

| 番号 | 取組 | 担当 | 1次点検 | 具体的内容(理由) | 2次点検 | 子ども読書活動推進会議の意見 |
|----|-------------------------|--------------------------------|------|--|------|------------------------------|
| 41 | 読書関連施設でのおすすめ本の紹介 | ①図書館 ②生涯学習センター ③指導室(各学校) | A | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 こども図書館内で季節に応じたミニ展示を実施(渋谷)定期的にテーマ展示で紹介 ・学習センター (つきみ野、林間)おすすめ本紹介コーナーを設置 ・学校 各学校図書館司書と教職員が協力し、おすすめ本のポップの紹介コーナーを設置 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 42 | 新刊児童図書の展示 | ①図書館 ②生涯学習センター | A | <ul style="list-style-type: none"> ・図書館 こども図書館で毎週新刊図書を紹介 10月には展示コーナーで紹介 ・生涯学習センター (つきみ野、林間)新刊児童図書コーナーを設置して紹介 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 43 | 各種ブックリストの発行 | ①図書館 | A | <p>新たに『ちいさな図書館 小学生へのおすすめ図書リストテーマ：ともだち』を発行しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家読ブックリスト「おうちで読もう！」 ・この本よんだ？ー小学生におすすめの本ー ・小学生への読み聞かせ おすすめブックリストVOL.4 ・はじめてであう絵本～0・1・2歳から～【改訂版】 (総発行部数5,220部) | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 44 | 読書活動の意義を啓発するリーフレット等の配布 | ①図書館 ②すくすく子育て課 | A | 4か月健診の場でブックスタートパックの中に市内のおはなし会情報や読書活動に意義を普及啓発するリーフレットを同封し配布しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 45 | こども向け図書館報の発行 | ①図書館 | A | 「こどもとしゃかん」だよりを年3回発行しました。 | A | 今後も実施計画に基づき、取組を進めてください。 |
| 46 | 図書館ホームページのこども向け情報ページの公開 | ①図書館 | C | 検討はしたが、実施には至らなかった。 | C | 今後も各関係機関と協力して、実現に向け検討してください。 |